

## 第17回独立行政法人海技教育機構契約監視委員会 議事概要

1. 日 時 令和7年6月25日(水) 13:30～15:30
2. 場 所 独立行政法人海技教育機構 会議室
3. 出席委員 (敬称略) 越水 豊 (委員長) 一般社団法人日本船主協会 常務理事  
谷川 陽子 有限責任 あずさ監査法人  
パートナー／公認会計士  
見上 博 富山高等専門学校 名誉教授  
小林 健司 独立行政法人海技教育機構 監事

### 4. 議 題

- (1) 令和6年度の契約について
- (2) 令和6年度調達等合理化計画の自己評価(案)について
- (3) 令和7年度調達等合理化計画(案)について

### 5. 概 要

#### (1) 令和6年度の契約について

今回審議対象とした令和6年4月1日から令和7年3月31日に締結した契約について、「1者応札・1者応募となったもの」(34件)、「随意契約によらざるを得ないもの」(23件)及び「委員が抽出した個別審議案件」(8件)について、審議されました。

○審議対象契約 151件〔内訳：物品63件、役務83件、工事5件〕

#### (2) 令和6年度調達等合理化計画の自己評価(案)について

令和6年度調達等合理化計画における「2. 重点的に取り組む分野」及び「3. 調達に関するガバナンスの徹底」の自己評価結果案について審議により了承されました。

#### (3) 令和7年度調達等合理化計画(案)について

令和6年度調達等合理化計画の実績を踏まえた令和7年度調達等合理化計画(案)について、審議により一部加筆の上で了承されました。

## 6. 主な意見等

### (1) 令和6年度の契約について

#### No. 17. 「事務用パーソナルコンピュータの賃貸借等」

次期システムの更新を見据えた上で調達しているか。調達対象は全職員分となっているのか。複数業者が参入できるよう仕様書を作成していると見受けられるが、応札が2社にとどまった理由は。買取ではなくリースの方が経済的に有利であるのか。

→次期更新を踏まえた調達である。全職員分ではなく、全拠点のリースアップを迎える機器を対象としている。各拠点への設定納品などを考慮して、応札しなかったのではないかと推察する。また、保守やメンテナンス、リースアップ時の処分も含めた調達であるため、トータルコストの面からリースが有利であると考ええる。

#### No. 38 「(仮称) 宮古校事案再発防止対策検討・検証委員会事務局業務」

不祥事案の未然防止対策とは具体的に何か。

→学校の周辺会計に関して、職員が極力現金を取り扱わないこととし、ダブルチェックを徹底すること等で未然防止に取り組んでいる。

#### No. 26 「火災保険一式」

複数年で同事業の高落札率が続いているが、競争が働いているといえないのではないのか。

→複数社に市場調査を行い、予定価格を立てているが、調査の中で最安値事業者が落札した。新規応札業者も存在しており、入札価格も僅差であるので競争が働いていると考えるが、指摘を踏まえて改善策を検討したい。

#### No. 86. 「銀河丸 船舶用燃料油の購入」

#### No. 109. 「日本丸 船舶用燃料油の購入」

銀河丸、日本丸の両案件で、応札数8者となっているが応札事業者は同じ事業者なのか。外地で燃料油を購入することはあるか。ローサルA重油は国内で潤沢に手に入るのか。潤滑油の購入もあるが、同じように入札しているのか。

→納入場所、納入量によって応札事業者が変わるため、必ずしも毎回同じ事業者が応札している訳ではない。数年前にシンガポール寄港時に給油した例もある。ローサルA重油が現在主流で比較的入手が容易。潤滑油も一定金額を越えれば本案件と同様に入札を実施している。

#### No. 76. 「海技大学校・機関訓練センター（第1実習実験棟）模擬配管実習装置の作製及び設置」

模擬配管には、実際に燃料を入れるのか。設計から設置まで一貫して一者が請け負っているのか。参考見積は複数社より取得したのか。1者応札であれば、特命随契の案件だったのである。

→模擬配管には水を入れて実習を行っている。一者が設置まで対応し、別途契約は行っていない。参考見積の提出を複数社に依頼したが、納期や装置の特殊性等から実際に提出したのは一者のみであった。特命随契は当該業務を実施可能な業者が当該業者に限定されることが明確でなければ適用できないため、入札を行っている。競争を促すためにも参考見積りが複数

とれるよう、努めてゆきたい。

No. 1 4 8. 「日本丸第2B種中間検査工事」

No. 3 4. 「日本丸定期検査工事」

予定価額と契約金額に差があるが、落札率が低い場合、業務の質を検証しているのか。随意契約を行っているが、当該事業者が撤退する場合の将来的なリスクは考えているか。契約金額の決定プロセスは。

→随意契約ではあるが市場価格調査を行った上で積算し、予定価額を決定している。見積合わせ終了後、業者に内訳書を提出させ、仕様内容を満たしていることを確認し、監督職員による履行管理及び検査職員による検査を行っている。文書を取り交わしてはいないが、当機構が帆船の運航を続ける限り検査工事を行う旨の回答を当該業者より受けている。

(2) 令和6年度調達等合理化計画の自己評価(案)について

→(2)については特段意見がなかった。

(3) 令和7年度調達等合理化計画(案)について

→参考見積り等の取得は契約手続きをする段階では時間が限定されるので、事業がある程度具体化したところで取得に動き出すよう柔軟性も必要と考える。

契約事務の適正化について、一者応札の改善に向けた取り組みのほか、複数年にわたって100%の落札率が続いているものについても要因分析を行うべきである。

(2. 重点的に取り組む分野(1) 契約事務の適正化「一者応札の改善」を「一者応札等の改善」、⑤事後点検の実施「一者応札(応募)になった案件」を「一者応札(応募)等になった案件」に修正)

以上